



4月1日を間近に 振り返る変更点

✧ はじめに

平成26年になって、早2カ月が経ちました。だんだんと日の出の時間は早まってきていますが、まだまだ肌寒い天気が続きます。そんな中、弊社では会計事務所の一番の繁忙期である確定申告の提出期限を約10日後に控え、おかげ様で忙しい日々を送っております。

今回の事務所通信は、新しい年度の始まりである4月を迎えるにあたって、消費増税のインパクトにかき消されてしまいがちな4月1日から変更される税制をピックアップしてお伝え致します。

平成25年度分の提出期限は3月17日(月曜日)ですので、青色申告をご自身でされる方はご注意ください。1日でも遅れると青色申告の特典の一つである特別控除を受けることができなくなります！

✧ ワンポイント解説

4月1日からの改正点

新年度から変更される税制についてお伝え致します。

また、最近の新聞記事から気になるものを取り上げ、今後の改正の動きを考えます。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

1. 平成26年4月1日から新年度です！

新年度はニュース番組でも「4月1日から変わる事」が取り上げられます。下記では、税制面からいくつかピックアップしてご紹介します。

(1) 消費税が5%→8%に！

① 価格の上乗せ

まだまだ先と思っていたら気付けばもう4月。いよいよ消費税が8%に変更となります。

電車・ガス・水道といった公共料金はもちろんのこと、タバコ・飲料等の自動販売機の値段も変わります。

もちろん各企業によって対応は違うようですが、今回の増税では3%分を価格に上乗せすると公表している大企業が多く、大半の値段は変わると予想されます。

② かけこみ需要について

かけこみ需要については百貨店・家電量販店は3月末ギリギリまで盛り上がりと考えているようで、今後値下げ競争が過熱するかも知れません。

一方、自動車業界は2月でかけこみ需要が終了したと言えます。5%で販売するためには3月31日までの引渡しが条件となるため、契約から登録まで1ヶ月程度の期間が必要である事を見越して2月までの販売に力を入れていたようです。

一般消費者にとっては増税前の購入が有利となりますが、消費税の納税義務者は増税による損得が生じない事が多いので、冷静なご対応をお願いします。

③ いつの取引から8%？

基本的に「4月1日以降」に「物の引渡し」「サービスの提供」が行えば8%となります。従って、3月中に物の引渡しやサービスの提供が完了しており、代金の受領が4月というケースであれば5%が適用されます。

ただし、建築請負工事等一部の業種については特例が適用されるケースもあるため、上記は基本的なイメージとして捉えて頂ければと思います。

(2) 印紙税

消費税の改正が目玉となっているため、印象が薄いですが印紙税も改正がございます。

「金銭又は有価証券の受取書(イメージは領収証)」については、現在領収金額が3万円未満は非課税(印紙不要)ですが、4月1日以降に作成されるものは5万円未満非課税と範囲が拡充されます。

その他不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に貼付けする印紙税にも変更があるのでご注意下さい。

(3) 交際費 → 法人限定

平成26年4月1日以降開始事業年度(平成26年4月1日以降の支出ではありません！)において、中小企業(資本金1億円以下)については、現行の「800万円全額損金」と「飲食費の50%を経費とする」ことも選択できるようになります。実際の支出状況によって有利・不利が異なりますが、選択できる幅が広がったことから納税者にとっては歓迎すべき改正です。

(4) ゴルフ会員権 → 個人の方限定

上記のような平成26年4月1日以降の適用がある改正に対して、ゴルフ会員権については「平成26年3月31日までに売却して損失が出れば」他の所得(例えば給与)と相殺することが可能です。

納税額を抑えることができますので、昔買ったゴルフ会員権があり現在はほとんど価値がないという方は3月

中の売却を再検討されてみてはいかがでしょうか？

2. その他最近の気になる記事

新聞に繰越欠損金の利用制限について記事が載っておりましたので、少し触れたいと思います。法人向けの記事であるため、法人が前提となる点ご留意下さい。

(1) そもそも繰越欠損金とはどんな制度??

申告時に赤字が生じた場合、翌年度以降の黒字と相殺できるように赤字を翌年に繰越することができます。

例えば今期△900万円の赤字、翌年度1,000万円の黒字となれば、翌年度は100万円(=1,000万円△900万円)に対して法人税が課されることとなります。

(2) 何年間繰越することができるの??

法人は9年間繰越することができます。元々は7年間の繰越し制限だったのが、平成24年4月1日以後開始事業年度から9年間と改正されました。

(3) 繰越期間改正時の経緯

欠損金の繰越期間が7年間から9年間に延長。一方で資本金1億円超の大企業については「使用できる欠損金を黒字の80%まで」とする制限を改正で追加し、課税を強化しました。結果として中小企業は減税、大企業は増税となりました。

上記例であれば大企業は、翌年度200万円(=1,000万円△800万円)に対して課税されることとなります。この制限は換言すれば「もうかったら20%分は必ず課税する」というものです。課税を強化した経緯は、
①大手金融機関は黒字が出ているにも関わらず、過去に計上した莫大な繰越欠損金を利用し、納税していな

いことに対する不公平感があったこと。

②税率の引下げ(約5%)が行われたことにより税収が減少するため、代わりに繰越欠損金の利用制限を設け税収を確保しようとした。

以上が大きな要因とされています。

(4) 気になる記事

新聞で「繰越欠損金の利用制度の縮減検討!??」という記事がありました。上記(3)と同じ流れで再度改正することを検討しているようです。

①安倍内閣は更なる税率の引下げに意欲的→②そうなれば当然税収が減少→③減少した税収分を別の形で確保する必要あり→④繰越欠損金の利用を縮減してはどうか?というのが具体的な流れです。

2月に参加した税理士の研修会でもこの記事の話となり、政府は現在80%の利用制限としているのを50%まで制限することを軸に検討しているようです。

そこで気になるのは、中小企業はどうなるのか?

繰越期間を9年間から7年間に戻すというのであればまだ許容できますが、80%の利用制限となれば猛反発が予想されます。

しかし、政府の考えは税収確保であることから、中小企業にも改正の手が入る可能性も否定できないと危惧しております。今後も税制の行方に目が離せません。

その他、記事の扱いは小さかったですが、子会社配当金の益金不算入制度の縮減についても検討課題に挙がっているようです。こちらも同様に減税項目として最近改正が入った項目なのですが、結局元に戻すような流れで検討課題に入っているようです…。

最近の税法の改正は本当に複雑です…。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフコラム ☆

もうすぐ申告期限である3月17日です。今年は2月半ばから飛び込みでご縁を頂いたお客様や相談事例も数件お受け致しましたので、ありがたいことに忙しく・充実した日々を過ごさせて頂いております。とはいえ、提出期限が迫ってくると身体に疲労が溜まってきます。そういう時にはリポビタンDです！これを飲んで、申告書をお渡した時のお客様との会話を想像しつつ、着々と業務を行っております。

ファイトいっぱつ！

